

## 新たな行動計画策定に関する有識者ヒアリング（第9回）概要

### 1 テーマ 「ローカル・ナショナル・グローバル・三位一体の安全」

### 2 講演者 藤原 静雄氏（筑波大学法科大学院教授）

### 3 講演要旨

#### (1) はじめに

- ・ 安全について、全体を見るには、ローカル・ナショナル・グローバルの各段階を三位一体で考えざるを得ない。

#### (2) 現在の我が国の置かれている状況～体感治安の悪化

- ・ 体感治安とは、個々人が感じる個人的な個別の場合の主観的なリスクのことである。一方、安全とは大多数にとって客観的にリスクが低い状態である。
- ・ 我が国が置かれている状況として、グローバル化、情報通信技術の絶えざる進展、少子高齢、都市化と過疎化の4つが挙げられるが、これらのすべてが、犯罪抑止力の低下につながる要素となっている。
- ・ 情報通信技術は絶えざる進展を示している。プライバシー侵害等の問題を解決するため、技術でできることは技術で対応すればその先の問題は起こらないなどプラスの面もある一方、技術の進展は新たな犯罪の武器ともなる。
- ・ 犯罪者及び受刑者も高齢化しており、社会復帰が困難という問題が出てくる。
- ・ 都市化により、組織率が3割台に下がっている町内会もある中、協働して治安対策を推進するには、自治団体をどう位置付け、活用するかが問題である。一方で、警察力との関係で狙われやすくなる過疎化も問題。
- ・ 我が国の場合、身近な不安のない社会、例えば、高齢者が振り込め詐欺に引っかからないような社会の実現が必要である。

#### (3) ヨーロッパ諸国での対策

- ・ グローバリゼーションについては、国際的枠組みを重視する必要がある。
- ・ 技術でできるものは技術で対応すべき。監視カメラの導入等について、法治主義を重視して国民的議論を経た上で実施すべきである。
- ・ 外国人との共生のための教育を主とした環境を整備する必要がある。

#### (4) 地域の安全・日本の安全・グローバルな安全

- ・ 地域の安全確保のため、官民の協働の主体が、かつての町内会利用から各自治組織主導となり、地域の連帯について、地方自治体にいかにして理解を求めていくかが重要となっている。
- ・ 日本の安全確保のため、組織犯罪に対する取組、インターネット犯罪を始めとする現代型犯罪に対する取組を強化するとともに、犯罪対策の基盤自体の強化が必要である。
- ・ グローバルな安全確保のため、テロ対策の強化、対テロ法制、インターネット法制を始めとして、国際社会における我が国の役割を十分理解し、必要なものはあらかじめできるような体制にしておくことが必要。

(5) 検討課題

- ・ 「安全あつての自由」ということになるのであろうが、安全確保のための対策は、各種の自由権を侵害することにもなる。失われる法益が重大であればあるほど、事前介入の必要性は高まってくるが、その線引きをどう引くかという議論を詰めることが必要。その各種手続の中で、国民的合意を形成するべきである。
- ・ 外国人法制については、労働力だけが我が国に来るのではなく、宗教も全く異なる生身の人間が来るわけであり、言語教育も含め、共生するための環境を整備するなど、総合的に見る必要がある。